【新規融資の申請をされる方向け】

新規融資　公募要領
（一次公募）

令和5年度
省エネルギー設備投資利子補給金

2023年5月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

利子補給金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う利子補給金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に利子補給金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の利子補給金の交付を申請する方、採択されて利子補給金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「省エネルギー設備投資利子補給金交付規程（SII－BFA230－01－230403－R。以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で利子補給金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

① 利子補給金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他の不正な手段により、利子補給金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、利子補給金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、利子補給金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、利子補給金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。

③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該利子補給金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の利子補給金のうち取消対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな利子補給金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 利子補給金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ利子補給金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。

⑤ SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはなりません。

⑥ 経済産業省から補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者との金銭消費貸借契約は、利子補給金の交付対象とはなりません。

⑦ 利子補給金に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

⑧ SIIは、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人事業主を除く）

一般社団法人環境共創イニシアチブ

目 次

1. 事業概要

1-1	事業名称	5
1-2	事業目的	5
1-3	予算額	5
1-4	事業実施スキーム	5
1-5	利子補給対象事業者	5
1-6	利子補給金の交付の対象となる融資	6
1-7	交付対象融資の上限額	8
1-8	利子補給金の交付の対象となる期間	8
1-9	利子補給金の交付の対象となる経費	8
1-10	利子補給金の交付額の計算方法	9
1-11	融資計画書の提出	9
1-12	利子補給金の交付方針の決定	10
1-13	交付の申請	10
1-14	他の国庫事業との重複	10
1-15	事業全体スケジュール	10

2. 融資計画書の提出～交付方針決定

2-1	書類受付	13
2-2	融資計画書の提出	13
2-3	補助事業ポータルのアカウント発行	13
2-4	提出書類	14
2-5	書類提出先と締切日	15
2-6	問い合わせ先	15
2-7	審査	16
2-8	交付方針決定通知書	16
2-9	融資計画書の変更	16
2-10	個人情報の利用目的について	16

3. 交付申請～交付決定

3-1	交付申請	21
3-2	提出書類	22
3-3	書類提出先と締切日	22
3-4	問い合わせ先	22
3-5	審査	23
3-6	交付決定	23
3-7	公表	23
3-8	交付決定後の変更	24
3-9	交付決定の取消し、罰則等	24

4. 実績報告～利子補給金の支払

4-1	概算払請求をする場合の手続き	27
4-2	精算払請求をする場合の手続き	28
4-3	実績報告時の提出書類	29
4-4	精算払又は概算払請求時の提出書類	29

5. 資料

5-1	指定金融機関一覧	31
5-2	指定金融機関の業務	32

目 次

6. 提出書類の入力例

6-1	(様式第1)融資計画書	35
6-2	(別添1)融資計画詳細1	37
6-3	(別添1)融資計画詳細2	38
6-4	(別添1)融資計画詳細3	40
6-5	(別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)	41
6-6	(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト	42
6-7	(別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)	43
6-8	(別添5)エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)	44
6-9	(別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)	45
6-10	指定金融機関代理人関係届	46
6-11	省エネ補助金で登録された設備について	48

7. 付録

日本標準産業分類	51
中小企業者について	52

1. 事業概要

1－1 事業名称

令和5年度 省エネルギー設備投資利子補給金

1－2 事業目的

地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資の推進やエネルギー管理の適正化等により、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところであるが、令和3年度に策定された「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」による6，200万kl程度の省エネ実現のためには、産業・業務部門等における省エネルギー設備投資を促すこと等により省エネルギーを推進する必要がある。

本事業は、省エネルギーに資する設備投資等（以下「利子補給対象事業」という。）を行う民間団体等（以下「利子補給対象事業者」という。）に対して、沖縄振興開発金融公庫及びSIIが指定する機関（以下「指定金融機関」という。）が行った融資に係る利子補給金を交付する事業である。

1－3 予算額

約2．5億円

1－4 事業実施スキーム

本事業の実施スキームは以下の通り。

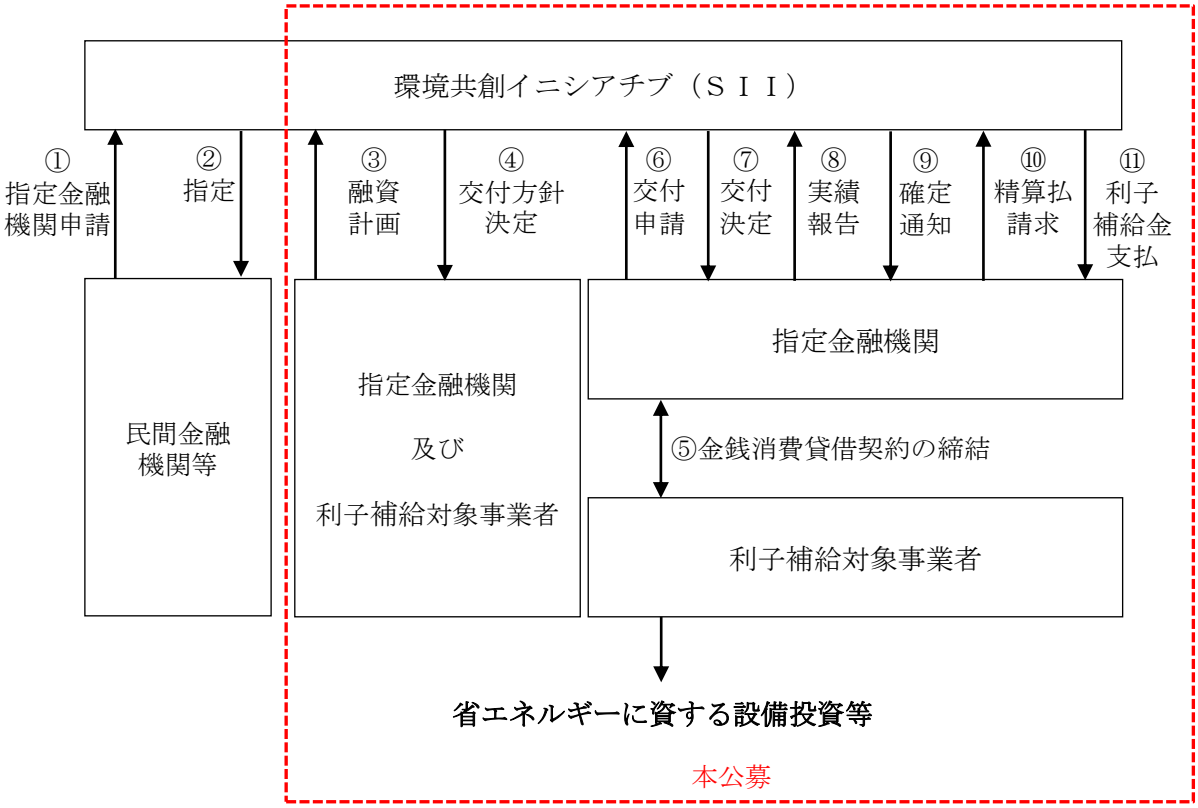

1－5 利子補給対象事業者

国内において事業活動を営んでいる法人または個人事業主であること。

1－6 利子補給金の交付の対象となる融資

利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、SIIが以下の（2）に定める要件を満たす利子補給対象事業を行う者に対して、指定金融機関が行う融資とする。

（1）契約内容の要件

① 利子補給対象事業を実施するための資金について、指定金融機関から受ける融資であること。

※ シンジケートローン及び指定金融機関から融資を受けて利子補給対象事業者に資金を供給（以下「資金供給」という。）する場合も対象とする。ただし、資金供給する者（以下「資金供給者」という。）は、利子補給対象事業者と同一企業グループの親会社や金融子会社に限る。

② 導入しようとする設備等の法定耐用年数以内の融資期間であって、原則、元金均等返済により融資金が完済される金銭消費貸借契約であること。

※ 金利は、融資期間全体にわたって一定の固定金利であって利子補給金の交付が無い場合における金利水準以下とする。

※ 元金均等返済とする際に生じる端数は、最終弁済時に計上とする。端数は原則、千円単位とする。

（2）利子補給対象事業の要件

利子補給対象事業は、次の（ア）～（ウ）のいずれかの要件を満たすこと。

（ア）<u>エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。</u>

（イ）<u>省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1％以上改善される事業。</u>

（ウ）<u>データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。</u>

※ 要件（ア）、（イ）ともに、既設設備を更新する場合は対象外とする。

※ 利子補給対象事業の実施場所は、日本国内でエネルギー管理を一体で行う特定された1つの工場・事業場とする。

※ 利子補給対象事業に係る契約・発注は2023年4月３日以降であること。ただし、過年度において採択された利子補給対象事業については、この限りではない。

※ 導入する省エネルギー設備は、以下を全て満たすこと。

・兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。

・中古品でないこと。

・その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所でないこと。

非化石エネルギーの取り扱いについて

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）は、一定規模以上の（原油換算で1,500kl／年以上使用する）事業者に、エネルギーの使用状況等について定期的に報告いただき、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行っていただく法律です。

2050年カーボンニュートラル目標や2030年の野心的な温室効果ガス削減目標の達成に向けては、引き続き徹底した省エネに努めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大を進める必要があります。また、太陽光発電等の非化石電気の導入が増える中で、供給側の変動に応じて、電気の需要の最適化（ディマンドリスポンス[DR]）を行うことが求められています。このため、省エネ法ではこれまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を求めるとともに、電気の需要の最適化を促す法律に変わります。

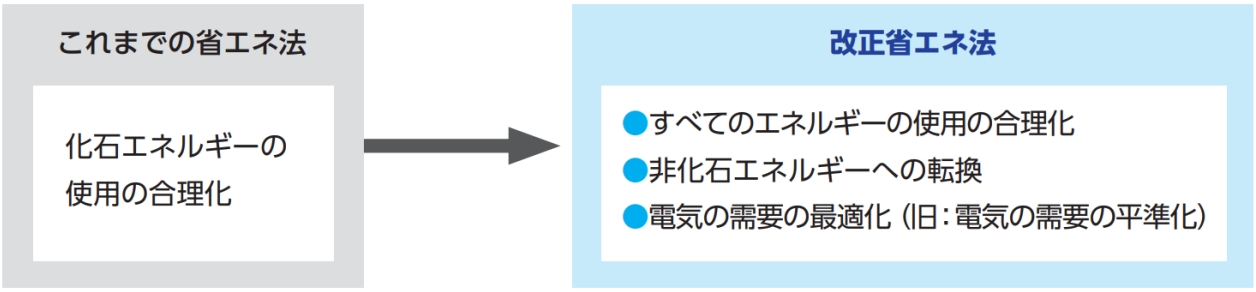

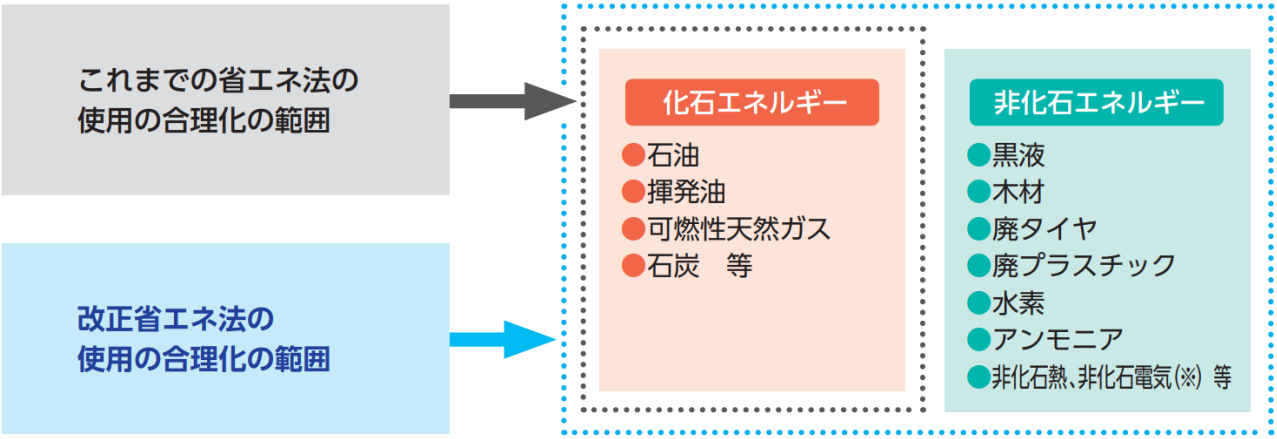

引用：資源エネルギー庁　省エネルギー課作成　簡易パンフレット
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/index.html#4

※本事業では、非化石燃料を使用する設備を対象としており、燃料消費を伴わない太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーに係る設備は対象外とする。
※非化石エネルギーについても、エネルギーとして原油換算が必要となるので注意すること。

1－7 交付対象融資額の上限額

利子補給対象事業の1事業あたりの交付対象融資額の上限額は、100億円とする。

1－8 利子補給金の交付の対象となる期間

利子補給金の交付対象期間は、最長10年間とする。

1－9 利子補給金の交付の対象となる経費

利子補給金の交付の対象となる経費は、利子補給対象事業に係る以下の経費とする。

設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用図面等の経費は、設計費に含めず、工事費に含めること。

※以下の経費については補助対象外とする。

- SIIが補助対象外と判断した経費
- 外構工事費（土木工事等）、建築材料等の事業に関係のない工事費
- 消費税

1－10 利子補給金の交付額の計算方法

利子補給金の額は、利子補給対象事業の実施に必要な資金について、指定金融機関から受けた融資の残高に利子補給率を乗じたものとする。

(1)利子補給率

利子補給金の額を算出するために交付対象融資の残高に乗ずる利子補給率は以下のとおりとする。

融資利率の範囲	利子補給率
0.011(1.1%) ≦ 融資利率	利子補給率 ≦ 0.01(1%)
0.001(0.1%) ≦ 融資利率 ＜ 0.011(1.1%)	利子補給率 ≦ 融資利率 － 0.001(0.1%)
融資利率 ＜ 0.001(0.1%)	利子補給率 ＝ 0

(2)利子補給金の額の算定方法

利子補給金の額は、次に掲げる算式をもって、単位期間ごとに計算した額を上限とし、予算の範囲内において定めるものとする。

【算式】

$$利子補給金の額 = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A:交付対象融資の単位期間における融資残高

B:交付対象融資の単位期間における融資残高の存する日数

C:利子補給率

※利子補給金の公募総額が予算額を上回る等の場合、申請した利子補給率より小さい値が適用されることがあり、上記の算式により求められた利子補給金の額を下回ることがある。

※利子補給金の額は、小数点以下(1円未満)は切り捨てとする。

(3)単位期間

SIIが定める期間(6か月)を単位期間とする。

(単位期間Ⅰ)2023年3月11日から2023年9月10日までの期間

(単位期間Ⅱ)2023年9月11日から2024年3月10日までの期間

ただし、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

1－11 融資計画書の提出

指定金融機関及び利子補給対象事業者は、交付対象融資について、SIIが別に定める日までに融資計画書を提出すること。

1－12 利子補給金の交付方針の決定

SIIは、融資計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を方針決定通知書により指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

1－13 交付の申請

方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書をSIIに提出すること。

1－14 他の国庫事業との重複

本利子補給金と、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。

税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

1－15 事業全体スケジュール

事業全体のスケジュールは以下の通り。

融資計画書の提出～交付決定までの手続き

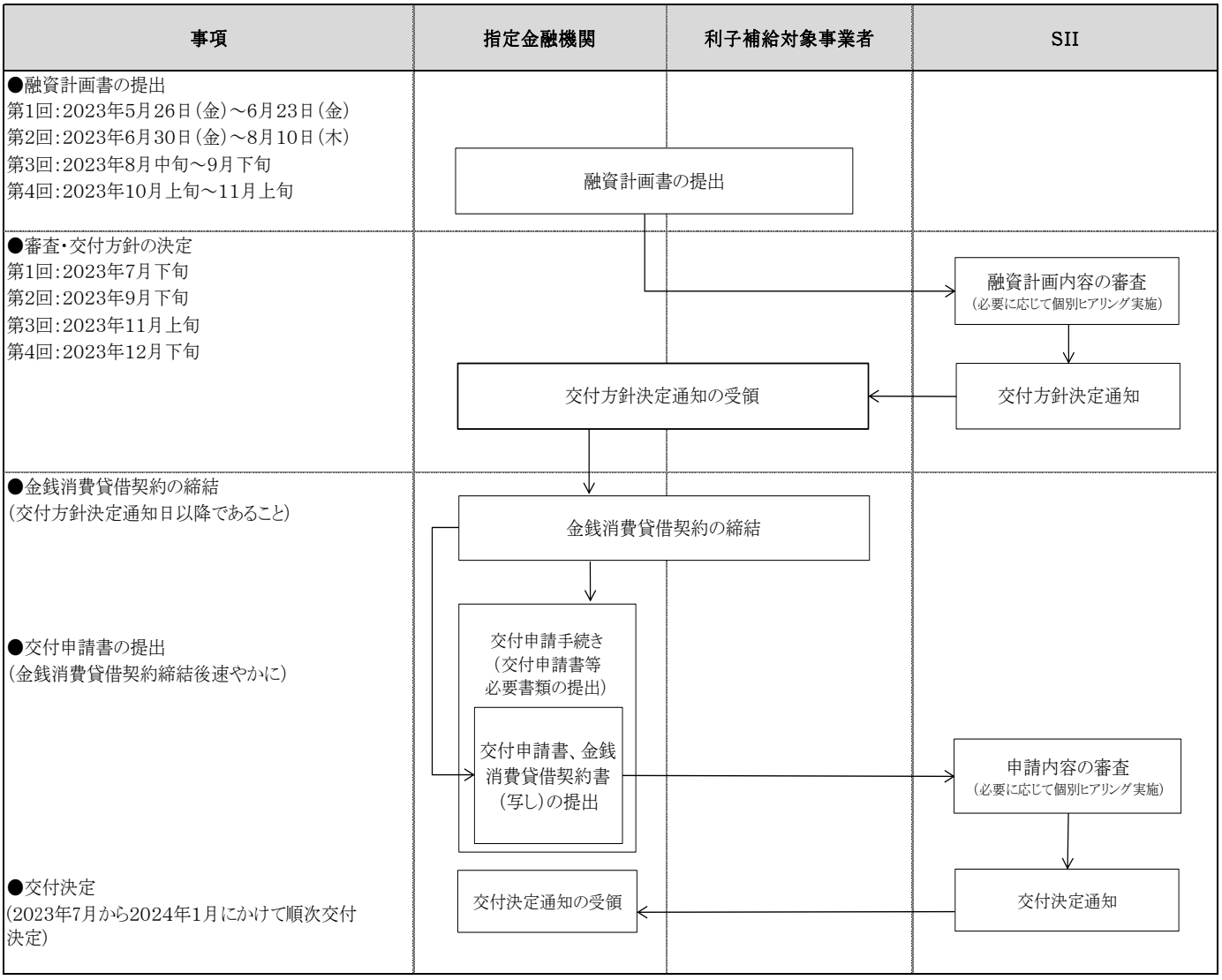

概算払請求をする場合の手続き

事項	指定金融機関	SII
●概算払請求 単位期間Ⅰ:～2023年8月4日(金) 単位期間Ⅱ:～2024年2月2日(金) ●利子補給金の支払 単位期間Ⅰ:2023年9月11日(月) 単位期間Ⅱ:2024年3月11日(月) ●実績報告 単位期間Ⅰ:～2023年9月22日(金) 単位期間Ⅱ:～2024年3月15日(金) ※概算払金額と交付確定額が同額の場合には 精算払請求書の提出は不要となる。	概算払請求書の作成・提出 → 実績報告書類の作成・提出 → 精算払請求書の作成・提出	利子補給金の概算払 確定検査実施 ↓ 確定通知 → 利子補給金の支払

精算払請求をする場合の手続き

事項	指定金融機関	SII
●実績報告 単位期間Ⅰ:～2023年9月22日(金) 単位期間Ⅱ:～2024年3月15日(金) ●精算払請求 単位期間Ⅰ:～2023年10月13日(金) 単位期間Ⅱ:～2024年3月22日(金) ●利子補給金の支払 単位期間Ⅰ:～2023年10月下旬 単位期間Ⅱ:～2024年3月下旬	実績報告書類の作成・提出 → 精算払請求書の作成・提出	確定検査実施 ↓ 確定通知 → 利子補給金の支払

2. 融資計画書の提出～交付方針決定

2－1 書類受付

(1)SIIは、融資計画書の受け付けを行う。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/rishihokyu05/)に関連情報を随時公表する。

(2)受付期間
第1回:2023年5月26日(金)～6月23日(金)
第2回:2023年6月30日(金)～8月10日(木)
第3回:2023年8月中旬～9月下旬
第4回:2023年10月上旬～11月上旬
※当該計画書の内容を審査し、交付又は不交付の方針を決定する。
※予算額に達した場合、予算額に達した受付期間をもって、融資計画書の受付を終了する。

2－2 融資計画書の提出

- 指定金融機関及び利子補給対象事業者は、利子補給対象事業を確実に実施するため、事業全体の計画を十分に確認した上で、融資計画書を共同で提出すること。
  ※シンジケートローンの場合、アレンジャーとなる指定金融機関及び利子補給対象事業者と共同で融資計画書を提出すること。
  ※資金供給の場合、指定金融機関、資金供給者及び利子補給対象事業者の3者共同で融資計画書を提出すること。
- 指定金融機関は、補助事業ポータルのアカウント情報を取得し、当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインの上、必要情報の入力及び必要書類をアップロードすること。
- 指定金融機関は、融資計画書の提出後、内容に変更があった場合、速やかにSIIへ報告を行うこと。

融資計画書の提出手順

①公募要領、申請様式の確認	SIIホームページよりダウンロード https://sii.or.jp/rishihokyu05/financial-loan.html
↓	
②指定金融機関への相談	利子補給対象事業者は指定金融機関と融資内容について相談
↓	
③融資計画書の作成	申請様式の入力、添付書類の準備
↓	
④ポータルにログイン	事前にメールで通知されたＵＲＬにアクセスし、 補助事業ポータルにログイン
↓	
⑤ポータルに入力及び 必要書類をアップロード	補助事業ポータルに必要な情報を入力し、必要書類をアップロード

2－3 補助事業ポータルのアカウント発行

SIIは、金融機関単位で補助事業ポータルのアカウントを発行する。
※補助事業ポータルのログインに必要となるアカウント情報(ID、パスワード)は、電子メールにて通知するため、大切に保管すること。
※補助事業ポータルの利用開始はリリース後にSIIよりアナウンスする。
※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合はSIIへ連絡すること。

2－4 提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

融資計画書　提出書類一覧				
No	提出書類	ファイル形式	ファイル名	備考
融資計画書(SII指定書式)				
1	(様式第1)融資計画書		融資計画書_利子補給対象事業者名	
2	(別添1)融資計画詳細1			
3	(別添1)融資計画詳細2			・補助事業ポータル入力項目です。 入力は必須ではございません。
4	(別添1)融資計画詳細3			
5	(別添2)役員名簿(利子補給対象事業者)			・利子補給対象事業者の情報をご入力ください。
6	(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リスト			
7	(別添4)エネルギー消費効率の根拠(要件ア)			
8	(別添5)エネルギー消費原単位の改善根拠(要件イ)			
9	(別添6)省エネルギー取組の根拠(要件ウ)			
10	個人情報の取得及び利用に関する同意書			・補助事業ポータルで申請する場合は、不要となります。
添付書類(自由書式)				
11	見積書	PDF	見積書	・(別添3)利子補給金の交付の対象となる経費リストの整合性が確認できる見積書を添付してください。 ・作成日、作成者、宛先等が明記されている状態としてください。 ・費用の記載箇所がわかるようにマーカーや付箋等で印をつけてください。
12	省エネ計算の裏付け資料	自由	省エネ計算の裏付け資料_(資料名)	・設備のカタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付してください。 ・作成者が明記された状態としてください。 ・省エネ計算根拠の記載箇所がわかるよう、マーカー等で印をつけてください。
13	経営革新計画の承認企業であることの承認書の写し(任意)	PDF	経営革新計画の承認書	・審査の評価項目として中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた企業が実施する利子補給対象事業であれば、加点対象となります。 ・該当する場合は、経営革新計画に係る承認書の写しを添付してください。 ・実績報告時に経営革新計画の達成状況について報告いただきます。未達成であっても、利子補給金に影響はございません。

＜提出書類の留意点＞
・書類は原則、補助事業ポータルにて提出してください。(提出方法は公募要領13ページに記載)
・本様式には、補助事業ポータルでの入力項目が一部含まれています。融資計画書の作成に際し、便宜上含めておりますため必要に応じてご利用ください。

＜省エネ計算の裏付け資料について＞
・導入設備が、令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金(以下、省エネ補助金)で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトップランナー設備(高効率空調(電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット)、産業用モータ、照明器具、変圧器)である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

同、省エネ補助金で登録済みの生産設備(工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)である場合、製品情報証明書を提出することで、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。
なお、審査の過程で追加資料等を求める場合がございます。詳細についてはSIIへお問い合わせください。

・省エネ計算ツールでは、以上の設備に加え、要件ウ「データセンターのクラウドサービス活用」について、簡易的な計算ができます。(使用は任意です)。

2－5 書類提出先と締切日

提出書類一式（14ページ参照）を以下の期限までに提出（必着）すること。

第1回：2023年6月23日（金）17時
第2回：2023年8月10日（木）17時
第3回：2023年9月下旬
第4回：2023年11月上旬

※指定金融機関は、補助事業ポータルに必要書類をアップロードすること。
※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合はSIIへ連絡すること。
※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。
※申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
※SIIは、提出書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためのみ利用し、申請者の秘密は保持する。

➢ 複数行、複数回の融資の場合

1つの利子補給対象事業に紐づく融資であれば、複数行、複数回で交付申請が可能なため、融資計画書は、融資ごとに共同提出すること。

➢ 指定金融機関の代理人関係届の提出 ※任意

指定金融機関は、代理人関係届をSIIに提出することにより、各金融機関で1名に限り代理人を選任することができる。

代理人は、交付規程で定める様式及びSIIが別に指定する文書等において代表者に代わることができる。

2－6 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ
事業第1部
令和5年度「省エネルギー設備投資利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL：03－5565－4460
受付時間：10：00～12：00、13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）
事業ページURL： https://sii.or.jp/rishihokyu05/

2－7 審査

SIIは、融資計画書の内容について以下の項目に従って審査を行う（必要に応じて指定金融機関及び利子補給対象事業者へヒアリングを実施）。SII内に設置した有識者で構成される外部委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、予算の範囲内で交付方針の決定をする。

【審査項目】
・融資計画の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
・融資計画の内容が、利子補給対象事業の要件（6ページ参照）を満たしていること。

【評価項目】
・中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた企業が実施する利子補給対象事業であること。

2－8 交付方針決定通知書

審査の結果については、交付方針決定通知書の発出をもって、指定金融機関及び利子補給対象事業者に通知する。

なお、SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結された場合には、利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

第1回：2023年7月下旬（予定）
第2回：2023年9月下旬（予定）
第3回：2023年11月上旬（予定）
第4回：2023年12月下旬（予定）

2－9 融資計画書の変更

指定金融機関は、交付決定を受ける前に、融資計画書の内容に変更が生じる場合には、速やかにSIIにその変更内容を報告し、SIIの指示を受けなければならない。

※変更内容によっては交付決定の方針が変更となる場合がある。
※代表者（代理人含む）、事業者名又は住所が変更となった場合は、変更届を提出する必要があるため、必ずSIIへ連絡すること。

2－10 個人情報の取得と利用について

（1）個人情報の取得について

SIIは、執行する本事業の実施のため、以下「（2）」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得する。これらの取得した情報を、「（3）」に記載する利用目的で利用し、「（5）」に記載する範囲・目的で提供することに、指定金融機関は同意するものとする。

SIIの個人情報保護方針は以下を確認すること。

https://sii.or.jp/privacy/

(2)取得する情報

SIIは、本事業の実施期間に以下の情報を取得する。

ア)指定金融機関の情報

①氏名、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等の指定金融機関情報

②その他、本事業に必要な情報

イ)指定金融機関経由で提供を受ける利子補給金対象事業者の情報

①氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報等

②融資額、融資利率、融資期間、返済条件等の融資情報

③エネルギー消費量(基準値、計画値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報

④製品名、型番、性能値等の設備情報

⑤その他、本事業に必要な情報

なお、指定金融機関がSIIに提供する上記の情報に、指定金融機関が自ら取得した個人情報が含まれる場合、特に上記イ)の利子補給金対象事業者の情報は、SIIへの提供及びSIIから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとする。

(3)利用目的

SIIは「(2)」で取得した情報を以下の目的で利用する。

①本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等

②省エネルギー効果の計算・把握等

③SIIの各種情報案内、アンケート・調査等の実施

④その他、本事業の運営に必要な業務

(4)第三者への提供について

SIIは「(2)」で取得した情報を、以下の場合及び「(5)」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行わない。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、本人に同意を得たものに限る。

①法令により提供を求められた場合

②人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

③国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(5)本事業における提供先及び提供情報について

指定金融機関公募では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報を匿名加工は行わずに※1提供する。各提供先に指定金融機関公募で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行う。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法	備考
国等	• 本事業の申請状況、効果分析 • その他省エネに資する調査、研究等	(2) ア)①② イ)①②③④⑤	メール、Webストレージ等	
一般	・指定金融機関名、交付決定事業者名(法人のみ)、事業内容、交付決定金額の確認	指定金融機関名、事業者名(法人のみ)、事業名、交付決定金額等	SIIホームページへの掲載	
学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人等	• 学術・研究・調査・商品/サービス開発等	(2)イ)①の住所のうち、市区町村まで、③④⑤	SIIホームページ等	提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ

※1　氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1:1で紐づく情報は個人情報として扱う。

※2 「(7)」に示す外部委託先は提供先として扱わない。

(6)個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがある。

(7)外部委託

SIIは「(2)」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがある。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行う。

(8)開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応する。手続きは下記の相談窓口まで連絡すること。請求内容を確認し、対応を行う。

3. 交付申請～交付決定

3－1 交付申請

(1)交付の申請

交付方針決定通知書を受けた指定金融機関は、利子補給対象事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、速やかに交付申請書を作成し、補助事業ポータルから交付申請を行うこと。

※ 単位期間Ⅰと単位期間Ⅱを合算して、交付申請も可能とする。

(2)交付申請書の提出期限

2024年1月17日(水)17時必着とする。

交付申請の手順

①公募要領、申請様式の確認	公募要領、交付申請様式を確認
↓	
②金銭消費貸借契約の締結	交付方針決定通知書の受領後、金銭消費貸借契約の締結
↓	
③交付申請書の作成	申請様式の入力、添付資料の準備
↓	
④ポータルにログイン	事前にメールで通知されたＵＲＬにアクセスし、補助事業ポータルにログイン
↓	
⑤必要書類をアップロード	補助事業ポータルに必要書類をアップロード

※SIIから利子補給金の交付方針の決定を通知する前に、既に融資契約を締結させた場合には、利子補給金の交付対象とはならないため注意すること。

3－2 提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

交付申請　提出書類一覧					
No	シートリンク	提出書類	ファイル形式	ファイル名	備考
1	リンク	(様式第3)交付申請書(新規融資案件)	Excel	新規融資分_交付申請書_受付番号	金銭消費貸借契約書に保証人の名前が記載されている場合は、該当部分を黒塗りにしてご提出ください。
2	－	金銭消費貸借契約証書の写し	PDF	契約証書_受付番号	

3－3 書類提出先と締切日

金銭消費貸借契約を締結後、速やかにSIIに提出すること。
なお、交付申請書類の提出期限は、2024年1月17日(水)17時必着とする。

※指定金融機関は、補助事業ポータルに必要書類をアップロードすること。
※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。

3－4 問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ
事業第1部
令和5年度「省エネルギー設備投資利子補給金」の申請に関するお問い合わせ窓口
TEL:03－5565－4460
受付時間:10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く)
事業ページURL: https://sii.or.jp/rishihokyu05/

３－５ 審査

SIIは、交付申請書の提出があったときは、当該申請書を以下の項目に従って審査を行う。また、必要に応じて申請者へのヒアリング、現地調査等を行う。

【審査項目】
融資計画書の内容と一致していること。
（融資期間、融資契約金額、利子補給率が融資計画書と交付申請書で一致していること。）

３－６ 交付決定

SIIは、審査の結果、利子補給金を交付すべきものと認めたときは、指定金融機関に対し、交付決定通知書の発出をもって、利子補給金の交付決定について通知する。

３－７ 公表

交付決定後、指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、事業実施場所、利子補給金交付決定額をSIIのホームページ等に掲載する。ただし、利子補給対象事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該利子補給対象事業者が申し出た場合は、原則公開しない。

なお、交付決定等（指定金融機関名、事業者名、利子補給金額等）の内容は、国のgBizINFO（ジービズインフォ）においてオープンデータとして原則公開される。（法人番号のない者（個人事業主）を除く。）

ジービズインフォ：https://info.gbiz.go.jp/

3－8 交付決定後の変更

指定金融機関は、交付決定の通知を受けた融資について、融資条件等を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けること。

※新型コロナウイルス等の影響により、返済計画に変更が生じた場合には、速やかにSIIへ相談し、判断を仰ぐこと。
※計画変更等についてSIIの承認を得ることなく、当初の計画の内容と異なる融資を行っていた場合、利子補給金の支払いが認められない場合がある。
※変更内容によっては、承認されない場合があるため、留意すること。

3－9 交付決定の取消し、罰則等

指定金融機関及び利子補給対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 補助金適正化法第17条第2項の規定による交付決定の取消し。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、不正の内容の公表。

4. 実績報告～
利子補給金の支払

4－1 概算払請求をする場合の手続き

指定金融機関は、補助事業ポータルを使用して申請書類を提出すること。
※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合は、SIIに連絡すること。
※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。

（1）概算払請求等

①概算払請求

指定金融機関は、利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を以下の期限までに提出（必着）すること。

単位期間Ⅰ：2023年8月4日（金） 17時
単位期間Ⅱ：2024年2月2日（金） 17時

②概算払

SIIは、概算払請求書を受理した後、必要があると認められる場合には、指定金融機関に利子補給金の概算払を行う。

（2）実績報告等

指定金融機関は、SIIへ実績報告書を以下の期限までに提出（必着）すること。

単位期間Ⅰ：2023年9月22日（金） 17時
単位期間Ⅱ：2024年3月15日（金） 17時

（3）利子補給金の額の確定

SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、確定通知書により指定金融機関に通知する。
※概算払金額と交付確定額が同額の場合には、精算払請求書の提出は不要。

4－2 精算払請求をする場合の手続き

指定金融機関は、補助事業ポータルを使用して申請書類を提出すること。
※補助事業ポータルへアクセスすることができない場合は、SIIに連絡すること。
※必要書類は指定されたファイル名でアップロードすること。

(1)実積報告等
指定金融機関は、SIIへ実績報告書を以下の期限までに提出(必着)すること。
単位期間Ⅰ:2023年9月22日(金) 17時
単位期間Ⅱ:2024年3月15日(金) 17時

(2)利子補給金の額の確定
SIIは、実績報告書を受理した後、書類検査及び必要に応じて現地調査等を行い、利子補給金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき利子補給金の額を確定し、確定通知書により指定金融機関に通知する。

(3)精算払請求書の提出
指定金融機関は、SIIへ精算払請求書を以下の期限までに提出 (必着)すること。
単位期間Ⅰ:2023年10月13日(金) 17時
単位期間Ⅱ:2024年3月22日(金) 17時

(4)利子補給金の支払
SIIは、精算払請求書を受理した後、指定金融機関へ利子補給金の支払を行う。

4－3 実績報告時の提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

実績報告　提出書類一覧				
		ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第9)実績報告書	Excel	新規融資分_実績報告書_受付番号	

4－4 精算払又は概算払請求時の提出書類

提出書類一覧は以下の表のとおり。

概算払請求　提出書類一覧				
		ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第11)概算払請求書	Excel	新規融資分_概算払請求書_受付番号	

精算払請求　提出書類一覧				
		ファイル形式	ファイル名	備考
1	(様式第11)精算払請求書	Excel	新規融資分_精算払請求書_受付番号	

5. 資料

5－1 指定金融機関一覧

指定金融機関のお問い合わせ窓口の詳細は、SIIのホームページを参照すること。
https://sii.or.jp/rishihokyu05/financial-list.html

指定金融機関一覧（102金融機関）　2023年5月19日時点（五十音順）

愛知銀行	群馬銀行	千葉銀行	姫路信用金庫
青森銀行	京葉銀行	中国銀行	百五銀行
足利銀行	甲府信用金庫	銚子信用金庫	百十四銀行
アルプス中央信用金庫	さがみ信用金庫	筑波銀行	広島銀行
飯田信用金庫	三十三銀行	都留信用組合	福井銀行
池田泉州銀行	三条信用金庫	東濃信用金庫	福井信用金庫
伊予銀行	滋賀中央信用金庫	東北銀行	福岡銀行
岩手銀行	四国銀行	東和銀行	福島信用金庫
上田信用金庫	静岡銀行	栃木銀行	碧海信用金庫
愛媛銀行	しずおか焼津信用金庫	富山第一銀行	北都銀行
遠州信用金庫	七十七銀行	豊田信用金庫	北陸銀行
大分県信用組合	しののめ信用金庫	長岡信用金庫	北海道信用金庫
大垣共立銀行	十八親和銀行	長野銀行	北國銀行
おかやま信用金庫	十六銀行	長野県信用組合	松本信用金庫
沖縄振興開発金融公庫	商工組合中央金庫	長野信用金庫	みずほ銀行
川崎信用金庫	荘内銀行	南都銀行	三井住友銀行
関西みらい銀行	湘南信用金庫	新潟信用金庫	三井住友信託銀行
北九州銀行	常陽銀行	西尾信用金庫	三菱UFJ銀行
岐阜信用金庫	諏訪信用金庫	西日本シティ銀行	みなと銀行
協栄信用組合	関信用金庫	日本政策投資銀行	宮古信用金庫
紀陽銀行	第四北越銀行	二本松信用金庫	もみじ銀行
京都中央信用金庫	高岡信用金庫	八十二銀行	山口銀行
きらやか銀行	高崎信用金庫	八幡信用金庫	山梨中央銀行
桐生信用金庫	玉島信用金庫	浜松磐田信用金庫	りそな銀行
熊本銀行	但陽信用金庫	肥後銀行	
桑名三重信用金庫	筑邦銀行	尾西信用金庫	

5－2 指定金融機関の業務

指定金融機関は、本事業において以下の業務を行わなければならない。また、SIIや事業者からの問い合わせや不備対応等に対し、確実に対応すること。

1. 利子補給対象事業を検討する利子補給対象事業者に対し、本事業内容・要件について詳細な説明を行うとともに、融資計画書の提出を行う場合には、提出する内容が公募要領の要件を満たしていることを確認し、融資計画書をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
2. 融資計画書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
3. SIIより送付する交付（又は不交付）方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者へ審査結果を速やかに通知する。
4. 交付方針決定通知書を受理した後、利子補給対象事業者と金銭消費貸借契約の締結を行う。
5. 金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
6. 利子補給対象事業者との金銭消費貸借契約に係る取引証憑をSIIが確認できるようにする。
7. 交付申請書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類審査上必要な対応を速やかに行う。
8. SIIより送付する交付決定通知書を受理した後、交付対象融資の内容、利子補給対象事業の内容に変更が生じる場合、速やかにSIIに報告し、その指示に従う。
9. 利子補給対象事業に係る省エネルギー設備又はサービス等の検収・支払、及び使途等の確認を行う。また、利子補給対象事業の実施に係る証憑をSIIからの求めに応じて提出できるよう保管する。
10. SIIから利子補給金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を提出する。
11. 実績報告書等に係る書類をとりまとめ、SIIへ提出を行う。
12. 実績報告書の不備修正や不足書類の追加など、SIIの求めに応じて書類検査上必要な対応を速やかに行う。必要に応じてSIIが行う現地調査にも対応する。
13. SIIより送付する利子補給金の額の確定通知書を受理した後、利子補給金の精算払請求書を提出（概算払金額と交付確定額が同額の場合は不要）する。
14. 利子補給対象事業の完了後、原則として、交付方針決定時の計画省エネルギー効果の達成を確認する。
15. 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合は、速やかに対応する。
16. 本事業に関連する資料を、利子補給金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存する。SIIより閲覧及び提出の依頼があった場合は、速やかに対応する。

6. 提出書類の入力例

6－1 （様式第1）融資計画書

様式第1

例

2023 年 ○○ 月 ○○ 日

・西暦でご入力ください。
・申請期間内の日付をご入力ください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 村上 孝 殿

・指定金融機関の申請（様式1）の金融機関情報と入力内容を統一してください。

・金融機関情報に変更がある場合は、SIIへ事前にご連絡ください。

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名 称 株式会社○○銀行

代表者等名 代表取締役 ○○ ○○

以下の点に注意してご入力ください。

・住所は都道府県から入力する。
・名称は正式名称を入力する。
（略称名や㈱は不可）
・役職名を入力する。
・役職名と氏名はセルを分ける。
（上段に役職名、下段に氏名）

利子補給対象事業者

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

名 称 株式会社○○○○

代表者等名 代表取締役 ○○ ○○

＜個人事業主の場合＞
・名称は「個人事業主名（屋号または代表者氏名）」をご入力ください。
・代表者等名（上段セル/役職）は「代表」とご入力ください。

令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金

融資計画書

省エネルギー設備投資利子補給金交付規程（SII－BFA230－01－230403－R。以下「交付規程」という。）第3条の規定する交付対象融資を行うため、交付規程第6条の規定に基づき、融資計画について下記のとおり提出します。

6－1 （様式第1）融資計画書

例

記

1. 融資名称

○○○○○○○○にともなう融資

資金使途が分かる名称をご入力ください。

2. 融資計画の内容

※（別添1）融資計画詳細　参照

（注）この申請書には、SIIが指示する書面を添付すること。

6－2 （別添1）融資計画詳細1

（別添1）
融資計画詳細1 **例** 融資計画

＜入力例の返済条件＞
・返済間隔：月1回　・返済日：月末　・返済回数：84回（年12回×7年）

1. 融資の内容

融資額	84,000,000 円
元金均等返済額	1,000,000 円
最終弁済額	1,000,000 円
融資期間	2023年 11月 01日 (自) 2030年 10月 31日 (至)
融資利率	1.1 %

以下の点に注意してご入力ください。

・金銭消費貸借契約書内に明記する予定の内容を入力する。
・日付は西暦で入力する。
・融資期間は導入設備の法定耐用年数以内であること。
※法定耐用年数は「（別添3）利子補給金の交付の対象となる経費リスト」に入力する情報を確認する。
・融資期間の1年間は365日とする。（うるう年は366日）
※法定耐用年数が7年で融資期間の開始日が2023年11月1日の場合は、終了日は最長が2030年10月31日です。

内　交付対象融資額	84,000,000 円
元金均等返済額	1,000,000 円
最終弁済額	1,000,000 円
交付対象融資期間	2023年 11月 01日 (自) 2030年 10月 31日 (至)
利子補給率	1.0 %

協調融資

本件融資は協調融資となります。
△△銀行　融資額　○○○,○○○,○○○円
□□銀行　融資額　○○○,○○○,○○○円

シンジケートローンや協調融資等がある場合はご入力ください。

シンジケートローン

本件融資はシンジケートローンを利用します。
・アレンジャー
○○銀行　融資額　○○○,○○○,○○○円
・シンジケート団
△△銀行　融資額　○○○,○○○,○○○円
□□銀行　融資額　○○○,○○○,○○○円

・日付は西暦でご入力ください。
・交付対象融資額は融資額の内、利子補給金の交付の対象となる金額をご入力ください。
・交付対象融資期間は融資期間内かつ10年以内としてください。

利子補給金交付申請額合計（円）	2,973,515

2. 利子補給金の額

単位期間		単位期間 開始日	曜日	終了日	曜日	日数	日数（合計）	融資残高（円）	交付対象融資残高（円）	利子補給率	利子補給金交付申請額（円）	合計（円）	元金均等返済額（円） 融資額	交付対象融資額
2023年度	単位期間Ⅰ									1.0%				
										1.0%				
										1.0%			0	0
	単位期間Ⅱ	2023年 11月 01日	水	2023年 11月 30日	木	30		84,000,000	84,000,000	1.0%	69,041		0	0
		2023年 12月 01日	金	2023年 12月 31日	日	31		83,000,000	83,000,000	1.0%	70,493		1,000,000	1,000,000
		2024年 01月 01日	月	2024年 01月 31日	水	31		82,000,000	82,000,000	1.0%	69,643		1,000,000	1,000,000
		2024年 02月 01日	木	2024年 02月 28日	水	28		81,000,000	81,000,000	1.0%	62,136		1,000,000	1,000,000
		2024年 03月 01日	金	2024年 03月 10日	日	10	130	80,000,000	80,000,000	1.0%	21,917	293,230	1,000,000	1,000,000
														0
														0
														0
2024年度	単位期間Ⅰ	2024年 03月 11日	月	2024年 03月 31日	日	21								
		2024年 04月 01日	月	2024年 04月 30日	火	30		79,000,000	79,000,000	1.0%	64,931		1,000,000	1,000,000
		2024年 05月 01日	水	2024年 05月 31日	金	31		78,000,000	78,000,000	1.0%	66,246		1,000,000	1,000,000
		2024年 06月 01日	土	2024年 06月 30日	日	30		77,000,000	77,000,000	1.0%	63,287		1,000,000	1,000,000
		2024年 07月 01日	月	2024年 07月 31日	水	31	184	76,000,000	76,000,000	1.0%	64,547	389,009	1,000,000	1,000,000
		2024年 08月 01日	木	2024年 08月 31日	土	31		75,000,000	75,000,000	1.0%	63,698		1,000,000	1,000,000
		2024年 09月 01日	日	2024年 09月 10日	火	10		74,000,000	74,000,000	1.0%	20,273		1,000,000	1,000,000
										1.0%			0	0
		2024年 09月 11日	水	2024年 09月 30日	月	20		74,000,000	74,000,000	1.0%	40,547		0	0

・開始日時点の残高をご入力ください。
※2行目以降の残高は自動反映されます。

補助事業ポータルの「利子補給金申請額」には、2023年度 単位期間ⅠとⅡの合計額をご入力ください。

利子補給金申請額

・日付は西暦でご入力ください。

・単位期間内で返済が複数回に分かれる場合、各返済期間の終了日をご入力ください。
※開始日、曜日、日数、利子補給率、利子補給金交付申請額、元金均等返済額は自動で反映されます。

2030年度		2030年 09月 11日	水	2030年 09月 30日	月	20		2,000,000	2,000,000	1.0%	1,095		0	0
		2030年 10月 01日	火	2030年 10月 31日	木	31		1,000,000	1,000,000	1.0%	849		1,000,000	1,000,000
										1.0%			0	0
													0	0
							51					944	0	0
													0	0
													0	0
													0	0

（別添1）融資計画詳細1＞1.融資の内容＞交付対象融資期間の終了日、と同日をご入力ください。

（別添1）融資計画詳細1＞1.融資の内容＞最終弁済額、と同額か確認してください。

6－3 （別添1）融資計画詳細2

（別添1）

法人の場合

例

補助事業ポータル入力項目

4. 利子補給対象事業者情報

事業者名	株式会社○○○○
設備等利用者名	株式会社○○○○
都道府県	○○県
市区町村	○○市○○町
丁目・番地	○丁目○番○号
業種大分類	○○業
業種分類項目名	○○業
資本金	○，○○○，○○○ 円
従業員数	○○○ 人
企業の内容	○○部品の製造
企業の規模	☑ 中小企業 ☐ 個人事業主 ☐ その他

導入設備を利用する民間団体等名をご入力ください。

公募要領P.51「日本標準産業分類」を参照してご選択ください。

公募要領P.52「中小企業者について」を参照してご選択ください。

5. 所在地（省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所）

都道府県	○○県
市区町村	○○市○○町
丁目・番地	○丁目○番○号

6. 対象要件

該当する対象要件をご選択ください。（複数選択可能）

対象要件	☑	（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準を満たす設備の導入
	☑	（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入
	☐	（イ）省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
	☐	（ウ）データセンターのクラウドサービス活用に関する事業。
	☐	（ウ）EMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

7. 利子補給対象事業の概要

該当する導入設備区分をご選択ください。（複数選択可能）

導入設備区分	☑ 新設 ☑ 増設
対象事業の概要	例①：○○工場に○○機器を新設する事業 例②：○○作業所の生産ラインを増設する事業 （現状6ラインから8ラインへ2ライン増設）
導入設備の概要	例①：工場新設による○○機器新規導入 ○○機器○台、○○機器○台の新規導入 例②：生産ライン拡大による○○機器の増設 ○○機器○台、○○機器○台の増設

本項目に入力された内容は、交付決定後、交付決定した指定金融機関及び利子補給対象事業者の名称、利子補給金の交付の対象となる融資の概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人事業主を除く）

8. 経営革新計画の承認状況（任意）

経営革新計画の承認有無	☑
経営革新計画の承認取得年	2022 年

利子補給対象事業者が中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けている場合、経営革新計画の承認有無にチェックを入れ、承認取得年をご入力ください。

6－3 （別添1）融資計画詳細2

（別添1） 例

個人事業主の場合

補助事業ポータル入力項目

4. 利子補給対象事業者情報

事業者名	○○○○					
設備等利用者名	○○○○					
都道府県	○○県					
市区町村	○○市○○町					
丁目・番地	○丁目○番○号					
業種大分類	無					
業種分類項目名	無					
資本金	0 円					
従業員数	○○○ 人					
企業の内容	○○部品の製造					
企業の規模		中小企業	☑	個人事業主		その他

「個人事業主名（屋号または代表者氏名）」をご入力ください。

導入設備を利用する民間団体等名をご入力ください。

業種大分類、業種分類項目名は「無」とご入力ください。

資本金は「0」とご入力ください。

5. 所在地（省エネルギー設備の使用場所及び省エネルギー取組の実施場所）

（住所）都道府県	○○県
市区町村	○○市○○町
丁目・番地	○丁目○番○号

6. 対象要件

該当する対象要件をご選択ください。（複数選択可能）

対象要件	☑	（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準を満たす設備の導入
		（ア）エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。 ※トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入
		（イ）省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
		（ウ）データセンターのクラウドサービス活用に関する事業。
		（ウ）EMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

7. 利子補給対象事業の概要

該当する導入設備区分をご選択ください。（複数選択可能）

導入設備区分	☑	新設	☑	増設
対象事業の概要	例①：○○工場に○○機器を新設する事業 例②：○○作業所の生産ラインを増設する事業 （現状6ラインから8ラインへ2ライン増設）			
導入設備の概要	例①：工場新設による○○機器新規導入 ○○機器○台、○○機器○台の新規導入 例②：生産ライン拡大による○○機器の増設 ○○機器○台、○○機器○台の増設			

8. 経営革新計画の承認状況（任意）

経営革新計画の承認有無	☑
経営革新計画の承認取得年	2022 年

利子補給対象事業者が中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けている場合、経営革新計画の承認有無にチェックを入れ、承認取得年をご入力ください。

6－4 （別添1）融資計画詳細3

（別添1）
融資計画詳細3 例

補助事業ポータル入力項目

本提出書類に関する問い合わせ先

指定金融機関

担当部署等	○○○○部
担当者名	○○　○○
連絡先電話番号	○○-○○○○-○○○○
連絡先e-mail	○○○○@○○○○

利子補給対象事業者

担当部署等	○○○○部
担当者名	○○　○○
連絡先電話番号	○○-○○○○-○○○○
連絡先e-mail	○○○○@○○○○

6－5 （別添2）役員名簿（利子補給対象事業者）

例

（別添2）
役員名簿（利子補給対象事業者）

正式名称をご入力ください。
（略名や㈱、同上は不可）

氏名（カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
○○○ ○○○	○○　○○	S	30	03	04	M	株式会社○○○○	代表取締役
△△△△ △△△△	△△△　△△	S	40	01	10	M	株式会社○○○○	取締役
□□ □□□	□　□□	S	45	12	12	M	株式会社○○○○	取締役

・氏名（カナ）は半角で入力し、姓と名の間も半角で1マス空けてご入力ください。
・氏名（漢字）は全角で入力し、姓と名の間も全角で1マス空けてご入力ください。

＜個人事業主の場合＞
会社名は「個人事業主名（屋号または代表者氏名）」をご入力ください。
代表者の役職名は「代表」をご入力ください。

・行の追加が可能です。
・行数が足りない場合は、29行目以前の行を選択し、行の追加を行ってください。

（注）
役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を入力すること。
また、外国人については、氏名漢字欄はアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

6－6 （別添3）利子補給金の交付の対象となる経費リスト

（別添3）
利子補給金の交付の対象となる経費リスト

例

合計	○○○,○○○

（別添1）融資計画詳細1＞1.融資の内容＞交付対象融資額の金額以上であることをご確認ください。

入力した項目の根拠とする情報が、添付する見積書のどこに記載されているかご入力ください。

（別添1）融資計画詳細1＞1.融資の内容＞融資期間は、法定耐用年数以内かご確認ください。
※導入設備により法定耐用年数が異なる場合、最長年数が最長融資期間となります。

No	対象要件	名称							単価	個数（回数）	小計	補足事項
1	（ア）	○○加工機	設備費	20○○/○/○	20○○/○/○	20○○/○/○	○○-○○	7	○○○,○○○	2	○○○,○○○	見積書①参照
2	（ア）	○○加工機									○○	見積書①参照
3	（ア）	○○エアコン									○○	見積書②参照
4	（ア）	○○エアコン	工事費	20○○/○/○	20○○/○/○	20○○/○/○	－	－	○○○,○○○	1	○○○,○○○	見積書②参照
5	（ア）	○○照明	設備費	20○○/○/○	20○○/○/○	20○○/○/○	○○-○○	5	○○○,○○○	10	○○○,○○○	見積書③参照
								5	○○○,○○○	10	○○○,○○○	見積書③参照
								5	○○○,○○○	10	○○○,○○○	見積書③参照
								－	○○○,○○○	1	○○○,○○○	見積書③参照 ※NO,5～7の工事費合計
10	（ア）	○○ポンプ	設備費	20○○/○/○	20○○/○/○	20○○/○/○	○○-○○	7	○○○,○○○	5	○○○,○○○	見積書④参照
11	（ア）	○○ポンプ	工事費	20○○/○/○	20○○/○/○	20○○/○/○	－	－	○○○,○○○	1	○○○,○○○	見積書④参照
12												
13												
14												
15												
16												
17												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
60												

以下の場合は別紙を用いて作成いただくこともできます。

※別紙を用いて説明される場合、（別添3）利子補給金の交付の対象となる経費リストで入力する必要がある項目と同じ内容を網羅して作成してください。

例
・様式が不足する場合
・照明器具やエアコンディショナーなど複数種類の設備を多数導入予定であり、設備の種類毎に一覧化して作成したい場合　など

以下の点に注意しご入力ください。

・利子補給の対象となる経費を全てご入力ください。
　※対象外の経費は入力しないでください。

・添付する見積書と整合性をとってください。
　※添付する見積書の該当項目にマーカーや付箋等で印をつけてください。

・税抜費用をご入力ください。

対象要件	内容
（ア）	エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業。
（イ）	省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場全体におけるエネルギー消費原単位が1%以上改善される事業。
（ウ）	データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業。

費用区分	内容
設計費	省エネルギー設備等の導入に必要な機械装置の設計費、システム設計費等。
設備費	省エネルギー設備等の購入に必要な経費。
工事費	省エネルギー設備等の導入に不可欠な工事に要する経費。 ※工事実施に伴う工事用図面等の経費は、設計費に含めず、工事費に含めること。

6－7 （別添4）エネルギー消費効率の根拠（要件ア）

（別添4）エネルギー消費効率の根拠（要件ア）入力例

（別添4）
エネルギー消費効率の根拠（要件ア）

例

申請設備違いの入力例			省エネ補助金で登録済みの 工作機械の入力例 （ 製品情報証明書を利用 ）			
No			1			
エネルギー消費効率の改善についての根拠	トップランナー基準		トップランナー基準に該当しない設備で、エネルギー消費効率が高い設備の導入			
	トップランナー基準の区分名又は数値					
	トップランナー基準の数値（導入設備）					
	比較指標/トップランナー基準 （基準エネルギー消費効率又はその算定式）		1サイクルあたりの電力使用量			
	省エネ計算の裏付け資料 （根拠情報記載箇所）		製品情報証明書			
	省エネ要因		省エネモーターの採用による加工サイクルタイム短縮を実現。			
	年間 エネルギー使用量		導入設備		一代前モデル	
		製品名	○○マシニングセンタ		○○マシニングセンタ	
		製造メーカー	株式会社○○○		株式会社○○○	
		型番	○○－○○		○○－○○	
		導入台数	3	台	3	台
		1台あたりの 使用エネルギー	1サイクルあたりの電力使用量:0.875kWh		1サイクルあたりの電力使用量:0.967kWh	
		年間 エネルギー使用量 計算式	算出根拠は、別添「製品情報証明書」を利用。 年間の想定サイクル数を300回として算出。 導入設備の1サイクルあたりの電力使用量[kWh] × 年間想定サイクル数 × 導入台数 3台 ＝ 年間エネルギー使用量[kWh/年] 導入設備の電力使用量 ： 787.5kWh/年		算出根拠は、別添「製品情報証明書」を利用。 年間の想定サイクル数を300回として計算。 導入設備の1サイクルあたりの電力使用量[kWh] × 年間想定サイクル数 × 導入台数 3台 ＝ 年間エネルギー使用量[kWh/年] 一代前モデルの電力使用量 ： 870.3kWh/年	
		計算結果	787.500	kWh	870.300	kWh
	年間見込み 省エネルギー量 [kl/年]	年間見込み 省エネルギー量	82.800	kWh		
		原油換算 計算式	見込み省エネルギー量を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]する。 見込み省エネルギー量[kWh/年]×熱量換算係数[昼間電力:千kWh/8.64]×原油換算係数[10GJ=0.258] 見込み省エネルギー量：82.8[kWh/年] ÷ 1,000 × 8.64[GJ](熱量換算係数) ÷ 10 × 0.258[kl](原油換算係数) = 0.018[kl/年] ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。			
		計算結果	0.018	kl/年		
	年間見込み 省エネルギー率 [%/年]	自動計算	9.514	%		

（注）
トップランナー基準とは、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めているものです。トップランナー制度に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（下記URL）をご参照ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/#t01

（注）
導入設備と一代前モデルの設備を比較し、エネルギー消費効率が改善されていることを明示すること。
導入設備と同一製造メーカー同等製品にて、機能や構造などエネルギー使用量に係る変更があった場合をモデル変更とみなし、導入設備に対して最も近いモデル変更を一代前とし、その変更前の設備を原則として一代前モデルとする。
どのような技術を用いてそのエネルギー消費効率の改善を実現しているかを説明すること。カタログや仕様書又は実測データ、図面等の省エネ計算の裏付け資料を添付すること。

6－8 （別添5）エネルギー消費原単位の改善根拠（要件イ）

・エネルギー使用量の増減を計算に用いた定数や式等を具体的に示し、出来るだけ詳しくご入力ください。
・他の申請書類や添付資料と整合を取ってください。
・エネルギー消費原単位の算出にあたり原則、導入設備の生産量（tや㎥、ℓ等）を分母としてください。
・生産量以外の単位を用いてエネルギー消費原単位改善の申請を行う場合は事前にSIIへ相談してください。
・カタログや仕様書又は実測データ、図面等の裏付け資料を添付してください。
・必要に応じて原油換算表を利用してください。
・小数点以下の値が生じる場合は、小数第4位を四捨五入してください。

（別添5）
エネルギー消費原単位の改善根拠（要件イ） 例

1. 事業実施前のエネルギー消費原単位及びエネルギー使用量

【A】 事業実施前の生産量	・射出成形機（A-01）について 生産量 51.0（t/年）
【B】 事業実施前の 年間エネルギー使用量[kl]	・射出成形機（A-01）について 電力消費量 214,200（kWh/年） ※昼間買電のみ エネルギー使用量（原油換算） 214,200（kWh/年） ÷ 1000 × 8.64[GJ]（熱量換算係数） × 0.0258[kl]（原油換算係数：10GJ=0.258kl） ＝ 47.747（kl/年） ・事業場全体のエネルギー使用量 電力消費量 233,000（kWh/年） ※昼間買電のみ エネルギー使用量（原油換算） 233,000（kWh/年） ÷ 1000 × 8.64[GJ]（熱量換算係数） × 0.0258[kl]（原油換算係数：10GJ=0.258kl） ＝ 51.938（kl/年）
【C】 事業実施前の エネルギー消費原単位	1.018 [kl / t] ＝ 【B】事業実施前の年間エネルギー使用量 [kl]：51.938 ／ 【A】事業実施前の生産量 [t]：51.000

エネルギー使用量の小数点以下は3桁とし、4桁以降は四捨五入してください。

2. 事業実施後のエネルギー原単位及びエネルギー使用量

【D】 事業実施後の生産量	・射出成形機（A-02）について 生産量 31.0（t/年） 電力消費量 136,000（kWh/年） ※昼間買電のみ ・射出成形機（A-01及びA-02の合算）について 生産量 52.0（t/年）＋ 31.0（t/年）＝ 83.0（t/年）
【E】 事業実施後の 年間エネルギー使用量[kl]	・射出成形機（A-01及びA-02の合算）について 電力消費量 214,200（kWh/年）＋136,000（kWh/年）＝ 350,200（kWh/年） エネルギー使用量（原油換算） 350,200（kWh/年） ÷ 1000 × 8.64[GJ]（熱量換算係数） × 0.0258[kl]（原油換算係数：10GJ=0.258kl） ＝ 78.06（kl/年） ・その他の設備のエネルギー使用量 ※事業実施前と同じと仮定する。 59.934（kl/年） － 55.098（kl/年） ＝ 4.836（kl/年） ・事業場全体のエネルギー使用量 78.060（kl/年） ＋ 4.836（kl/年） ＝ 82.896（kl/年）
【F】 事業実施後の エネルギー消費原単位	0.999 [kl / t] ＝ 【E】事業実施後の年間エネルギー使用量 [kl]：82.896 ／ 【D】事業実施後の生産量 [t]：83.000

エネルギー使用量の小数点以下は3桁とし、4桁以降は四捨五入してください。

【G】 エネルギー消費原単位 改善率	1.93% ＝ (1 － 【F】事業実施後のエネルギー消費原単位：0.999 ／ 【C】事業実施前のエネルギー消費原単位：1.018) ×100
【H】 年間見込み 省エネルギー量[kl]	1.002 kl ＝ 【B】事業実施前の年間エネルギー使用量[kl]：51.938 kl － 【I】年間見込みエネルギー使用量[kl]（(A)×(F)）：50.936 kl

6－9 （別添6）省エネルギー取組の根拠（要件ウ）

（別添6）
省エネルギー取組の根拠（要件ウ）

例

・該当する対象要件をご選択ください。

1.対象要件内容

対象要件内容	データセンターのクラウドサービス活用

2. 取組内容の詳細

＜データセンターのクラウドサービスの活用＞

利用データセンター名称	○○データセンター
データセンターのPUE値（実測値又は設計値）	PUE値：1.7（設計値）※添付資料○ページを参照
省エネルギー取組概要	社内で運用しているメールシステム・勤怠管理システムを、データセンターを活用したクラウドサービスへ移行することにより、社内での消費エネルギーを削減する。

・省エネルギー取組の内容について出来るだけ詳しくご入力ください。
・他の申請書類や添付資料と整合を取ってください。
・必要に応じて利用するサービスのカタログや裏付け資料を添付してください。

＜EMSの導入＞

導入機器	動力制御装置　※添付資料○ページ参照
削減効果（計画値）	使用エネルギー量○○%削減見込み　※添付資料○ページ参照
省エネルギー取組概要	社内エネルギーコストの低減を図るべく、施設内の照明・空調設備・冷却設備等が使用するエネルギー量の現状把握（見える化）し、当該設備が使用するエネルギー量の削減を実現する為にEMSを導入する。

・省エネルギー取組の内容について出来るだけ詳しくご入力ください。
・他の申請書類や添付資料と整合を取ってください。
・必要に応じて利用するサービスのカタログや裏付け資料を添付してください。

3. 見込み省エネルギー量の算出

年間見込み省エネルギー率[%]	23.00
年間見込み省エネルギー量[kl]	6.329

No	製品名	型番	年間見込み省エネルギー率[%]	年間見込み省エネルギー量[kl]	算出根拠
1	データセンターのクラウドサービス	○○データセンター	23.00	6.329	算出根拠は、別添「申請サポートツール（データセンターのクラウドサービス活用）」を利用。 データセンター移行前システムの推計消費電力量：123,456kWh/年 PUE値の改善率：23% 上記を以下の式に代入し、見込み省エネルギー量[kWh/年]を算出。 ・見込み省エネルギー量[kWh/年] = 推計消費電力量[kWh/年] × 改善率[%] 見込み省エネルギー量：28,394.88kWh/年 見込み省エネルギー量[kWh/年]を以下の式に代入し、原油換算[kl/年]。 ・見込み省エネルギー量[kl/年] = 見込み省エネルギー量[kWh/年] ÷ 1000 × 8.64[GJ]（熱量換算係数） × 0.0258[kl]（原油換算係数：10GJ=0.258kl） 見込み省エネルギー量：6.329kl/年 見込み省エネルギー率：23.0%/年 ※算出根拠は、申請者自ら手計算した見込み省エネルギー計算を記載してもよい。
2					

・データセンターのクラウドサービス活用の場合は、見込み省エネルギー量、見込み省エネルギー率を算出してご入力ください。

6－10 指定金融機関代理人関係届

例

202○　年　○○　月　○○　日

一般社団法人　環境共創イニシアチ

代 表 理 事　　村上　孝　殿

・西暦で入力してください。
・指定金融機関の決定日以降の日付を入力してください。
　※SIIが発行する指定金融機関の決定通知書の右上に記載の日付
・代理人名にて最初に提出する申請様式の右上に入力する日付より以前の日付を入力してください。

住　所　○○県○○市○○町○丁目○番○号

名　称　株式会社○○銀行

代表者等名　代表取締役　○○　○○

指定金融機関の申請（様式1）の金融機関情報と入力内容を統一してください。

令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金

指定金融機関代理人関係届

令和5年度省エネルギー設備投資利子補給金に係る当行の代理人について、下記のとおり届出ます。

6－10 指定金融機関代理人関係届

例

記

・1ページ目と同一内容を入力してください。

1. 被代理人

(フリガナ)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
(住所) ○○県○○市○○町○丁目○番○号	
(フリガナ)	○○○○○○○○　○○○○○○○○○○○○○　○○○○○○○○
(名前) 株式会社○○銀行　代表取締役　○○　○○	

1.代理人選任以外の届出が必要となる場合はSIIに連絡してください。

2. 代理人及び届出事項

届出事項	該当項目に○をつけてください。	1.代理人選任	2.代理人変更	3.代理人届出印改印	4.代理人役職名変更	5.代理人解任	
届出前	・代理人情報(住所、会社名、役職名、氏名)を入力してください。						
届出後	○○県○○市○○町○丁目○番○号 株式会社○○銀行 ○○○○○○事業部長　○○　○○						

6－11 省エネ補助金で登録された設備について

導入設備が、令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金（以下、省エネ補助金）で、別途登録済みのユーティリティ設備、またはトップランナー設備（高効率空調（電気式パッケージエアコン、ガスヒートポンプエアコン、チリングユニット）、産業用モータ、照明器具、変圧器）である場合、省エネ量計算ツールで表示される見込み省エネルギー量を用いることができます。また、上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の省エネ根拠資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

＜製品型番登録の検索画面イメージ＞

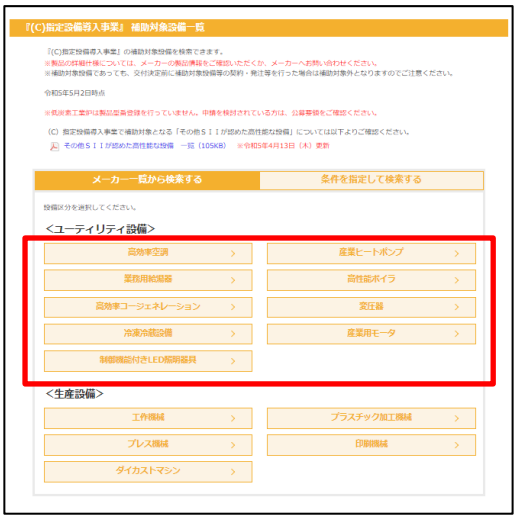

＜省エネ量計算ツールのイメージ＞

※ユーティリティ設備の製品情報証明書はございません。

同、省エネ補助金で登録済みの生産設備（工作機械、プラスチック加工機、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン）である場合、製品情報証明書を提出することで、 上記の一代前モデルのカタログ、仕様書、図面等の裏付け資料が提出不要となり、手続きが簡素化できます。

＜製品型番登録の検索画面イメージ＞

＜製品情報証明書のイメージ＞

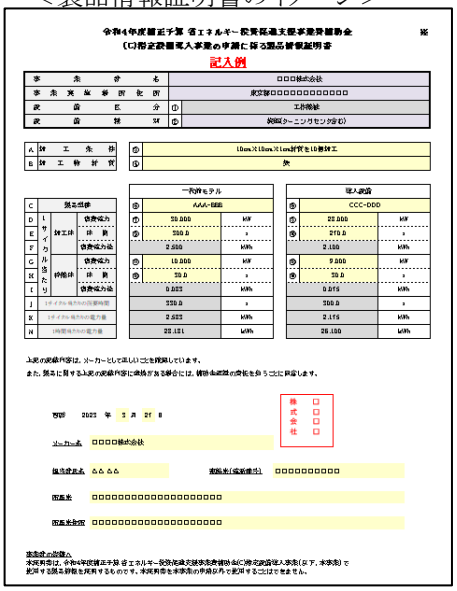

※省エネ補助金で登録済みの設備は省エネ補助金のSIIホームページ（https://sii.or.jp/shitei04r/）から検索が可能です。
※審査の過程で、追加資料等を求める場合がございます。
※本利子補給金における省エネ補助金で登録された設備の取り扱いについては、以下の問い合わせ窓口へお問い合わせください。（利子補給金担当：03－5565－4460）

7. 付録

◇日本標準産業分類 ※融資計画書を作成する際にご覧ください。

大分類		中分類	分類項目名
A	農業,林業	01	農業
		02	林業
B	漁業	03	漁業(水産養殖業を除く)
		04	水産養殖業
C	鉱業,採石業,砂利採取業	05	鉱業,採石業,砂利採取業
D	建設業	06	総合工事業
		07	職別工事業(設備工事業を除く)
		08	設備工事業
E	製造業	09	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製品製造業
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
		30	情報通信機械器具製造業
		31	輸送用機械器具製造業
		32	その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業,郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)
I	卸売業,小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業

大分類		中分類	分類項目名
	卸売業,小売業(続き)	53	建築材料,鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業,保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業,商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む)
K	不動産業,物品賃貸業	68	不動産取引業
		69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
L	学術研究,専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
		72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
M	宿泊業,飲食サービス業	75	宿泊業
		76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N	生活関連サービス業,娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
O	教育,学習支援業	81	学校教育
		82	その他の教育,学習支援業
P	医療,福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
S	公務(他に分類されるものを除く)	97	国家公務
		98	地方公務
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

➢ 中小企業者について

本事業においては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じて、以下のとおり中小企業者を定義する。

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
①製造業、その他	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（ http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf ）を参照のこと。
※ 資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。
※ ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有される中小・小規模事業者。
※ただし、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は、適用しない。
・交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。

※融資計画書を作成する際にご覧ください。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡窓口
一般社団法人環境共創イニシアチブ　事業第1部　利子補給担当
TEL：03－5565－4460
https://sii.or.jp/rishihokyu05/
＜受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）＞
通話料がかかりますのでご注意ください。